

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「先進・革新技術で未来を創造」を経営理念とし、不断の研究と技術開発によって人々の生活をより豊かにすることを目標としています。この経営理念の下、当社はグローバルに事業を展開し、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。そして、これを実現するための基盤として、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると当社は考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

< 補充原則1 - 2 >

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等は、費用対効果の観点から現在実施しておりません。今後、海外投資家や機関投資家の比率、その議決権行使状況等を見ながら検討してまいります。

< 補充原則2 - 4 >

当社は、多様性確保の重要性を認識し、中途採用者の管理職への登用、外国人の支店長への登用等を行っております。本社ライン部長の1割強は中途採用者であり、また海外支店を中心に女性の積極的な活用を進め、2023年6月末現在の管理職に占める女性社員の割合は5.9%となっております。管理職に占める女性社員の割合については、2028年6月までに国内も含め10%とする目標を設定しております。しかし、当社の人数規模が小さいことに加え、外国人比率が低いことなどから、その他の多様性の確保に関する目標の設定や管理職の実数の開示等は行っておりません。今後の企業規模の拡大に応じて、検討してまいります。

< 補充原則3 - 1 >

当社は、海外投資家比率が比較的低いため、費用対効果を勘案し招集通知の英訳等を行っていません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討いたします。

< 補充原則4 - 1 >

取締役会は、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画について、以下を実施する方向で検討してまいります。

- () CEOの後継者人材として人格・識見・実績を勘案して適当と認められる人材候補群を選定する人事案を策定
- () 人材候補群から、あるべきCEOを選定する後継者の育成、教育プログラムを作成
- () 当該教育プログラムが計画的に実施されているかに関して取締役会で適切に監督

< 補充原則4 - 2 >

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、代表取締役が決定します。経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価としてふさわしい水準に設定しています。

取締役の報酬は、定額報酬と短期インセンティブとして事業年度ごとの会社業績に基づく業績連動賞与で構成されています。また、2023年8月29日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、2023年9月27日開催の第7期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入についてご承認を得ております。

< 補充原則4 - 3 >

取締役会は、適切に当社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しておりますが、経営陣幹部の選任・解任に関する公正かつ透明性の高い手続については、独立社外取締役の適切な関与のあり方と併せ検討を行ってまいります。

< 補充原則4 - 3 >

当社は、代表取締役社長（CEO）の選解任が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していく上で最も重要な戦略的意思決定であると認識しており、今後、取締役会が客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任できる体制を構築すべく検討を行ってまいります。

< 補充原則4 - 3 >

補充原則4 - 3 の内容を実施してまいります。

< 補充原則4 - 10 >

当社は、監査役会設置会社であり、任意の諮問委員会等は設けておりませんが、社外取締役4名及び社外監査役3名により取締役会、監査役会等で活発な議論がなされており、公正かつ透明性の高い体制が整備されていると考えます。

しかしながら、より透明性の高いガバナンス体制確立の観点から、独立した委員会設置の是非については継続して検討してまいります。

< 原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 >

現在の取締役は、全員男性かつ日本人となっておりますが、ジェンダーや国際性の面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。監査役には適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任することとしており、公認会計士、弁護士等の高い専門性を有する人物を選任しています。

当社は、社外取締役と当社の経営陣、社外監査役を含む監査役会および会計監査人それぞれとの定期的な意見交換や、役員へのアンケート実施等により、取締役会の実効性評価を行い、その機能の向上を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1 - 4. 政策保有株式>

当社は政策保有株式を保有していません。

<原則1 - 7. 関連当事者間の取引>

当社と取締役との間の競業取引や利益相反取引は、取締役会規則の定めにより取締役会の承認事項として明示し、当該取引を行うにあたっては、会社および株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性等について審議し、承認を得るものとします。

また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、取締役会規則の定めにより、その内容について取締役会で報告することとしており、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築しています。

<原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金制度として規約型確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を設けています。確定給付企業年金は、外部の運用機関に運用を委託しており、外部専門家の助言を受け運用機関の評価を行う等従業員の利益最大化に努めております。

一方、確定拠出年金制度については、運用機関や運用商品の選定、従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行い運用の確認を行っています。

<原則3 - 1. 情報開示の充実>

() 当社の経営理念は「先進・革新技術で未来を創造」であり、当社は不断の研究・技術開発を進めることにより、人々の生活をより豊かにすることを目標としています。なお、当社の経営戦略(ヴィジョン)等は当社ホームページに掲載しております。

(<https://www.ai-mech.com/pickup/vision/>)。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1.基本的な考え方」に記載しているほか、「コーポレート・ガバナンス基本方針」として当社ホームページに掲載しております。

() 取締役の報酬については、本報告書「1.[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

() 取締役および監査役候補者の選定にあたっては、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者としております。選任の手続きは、代表取締役社長が作成した案を、独立社外取締役の助言を得た上で取締役会の審議に付し、その決議により決定します。取締役会は、取締役・監査役が法令及び定款に違反する行為を行った場合、当社の企業価値を著しく毀損させる行為を行った場合等は、その解任について審議し、必要に応じ、株主総会に解任を提案します。

() 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載します。また、取締役・監査役の解任の事案が生じた場合は、株主総会参考書類等にて説明をします。

<補充原則3 - 1 >

当社では、サステナビリティを巡る課題への対応を当社の経営課題及び経営戦略の一つとして捉え、サステナビリティ基本方針を策定し、その方針に基づき今後具体的な活動を行ってまいります。この活動に当たり、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会において当社グループが取り組むべきマテリアリティ(重点課題)を特定した上、具体的な達成目標や施策につき検討を進めてまいります。尚、目標達成に向けた進捗状況については取締役会へ報告を行うこととしております。

また、当社は、経営理念である「先進・革新技術で未来を創造」を実践することにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。この活動を通じてグローバルなニッチ分野においてトップ企業であることを目指します。そのため、グローバルなマーケットで幅広く活躍するための高度な専門性と技術を持つ人材の育成に努め、性別や年齢を問わず公平な挑戦と活躍の機会を提供します。具体的な取り組みにつきましては、有価証券報告書に開示しております。

<補充原則4 - 1 >

取締役会は、会社法で規定された事項に加え、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針など当社の経営の重要事項を審議し、決定しています。

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、経営会議の決議、稟議による社長決裁で行っております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しています。

<原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は、「社外役員の独立性判断基準」を定めており、当社ホームページにて開示しております。

<補充原則4 - 11 >

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名、監査役5名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。

なお、当社では取締役会が備えるべきスキルを特定し、「取締役の主たる経験分野・専門性」として当社ホームページにて開示しております。

<補充原則4 - 11 >

取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けており、よって兼職については合理的な範囲にとどめています。なお、その兼任状況は、事業報告に開示しております。

<補充原則4 - 11 >

当社は、取締役及び監査役に対するアンケートに加え、全役員に個別にインタビューを実施することにより、取締役会全体の実効性につき自己評価を実施いたしました。また、社外役員との間で、毎年1回取締役会の運営状況について意見交換を実施し、取締役会の実効性強化に繋げるべく、取締役会の運営の見直しを行っております。

2022年度の評価については、2023年7月に全取締役、監査役に対して取締役会の構成、運営等に関する無記名のアンケートを行い、その回答結果に基づき、2023年8月の取締役会にて分析・評価を実施しました。

分析・評価の結果、当社取締役会全体の実効性は確保されていると判断しましたが、今後はさらなる取締役会の実効性向上のため、専門性やダイバーシティの観点からの多様性確保、取締役会へより適切なタイミングで情報共有・材料提供を行い、議論の深化・活性化などの課題の解決に

取り組んでまいります。

< 補充原則4 - 14 >

当社では、取締役・監査役向けに、必要な知識習得や役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。このほか社外取締役・社外監査役には、当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っています。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要となる、事業・財務・組織等に関する情報提供や知識取得の支援を行っています。

< 原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針 >

株主との建設的な対話に関する方針は、次のとおりです。

- () () 当社では、IR担当取締役が財務部、経営企画部、総務部等のIR活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っています。
- () 経営企画部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会を半期に1回開催し、社長、IR担当取締役が説明を行います。
- () IR活動のフィードバックは、毎月開催される定例取締役会において行い、適切に取締役や監査役との情報共有を図っています。
- () 株主・投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関する事項を対話のテーマとすることとし、インサイダー情報に言及しないよう、情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------	-------

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京応化工業株式会社	1,101,500	19.56
JUKI株式会社	1,101,500	19.56
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	147,300	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	100,000	1.77
日本証券金融株式会社	85,400	1.51
MSIP CLIENT SECURITIES	83,500	1.48
上田八木短資株式会社	79,900	1.41
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	55,400	0.98
佐々木 嘉樹	50,000	0.88
楽天証券株式会社	44,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	6 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
檜山 英男	他の会社の出身者											
宮岡 一夫	他の会社の出身者											
本川 司	他の会社の出身者							○				
内梨 晋介	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
檜山 英男	○	社外取締役檜山英男氏は、10年以上前に当社の取引行である㈱三井住友銀行に勤務されており、また2014年10月から4年間、海外業務に関する同行の顧問をされていましたが、同行において当社との業務上の繋がりはなく、当社に係る取引判断に関与することはありませんでした。	金融機関で米国、英国、香港に駐在する等豊富な国際経験を有しており、この経験から当社の経営全般に意見・助言頂くとともに、当社取締役会の意思決定の客観性、有効性を高める観点から、社外取締役に選任しております。当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
宮岡 一夫	○	――	大手総合商社において自動車関連の業務に長く従事し、また中東をはじめ豊富な海外経験を有しており、これらの経験と見識から当社の経営全般に意見・助言頂くとともに、当社取締役会の意思決定の客観性、有効性を高める観点から選任しております。また、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員に指定いたしました。
本川 司		当社の主要株主（議決権所有割合19.6％）である東京応化工業㈱の執行役員であり、同社子会社ティ・オ・ケ・エンジニアリング㈱代表取締役社長に就いています。尚、当社は東京応化工業㈱からの社外取締役の派遣受入れにつき、2022年9月26日付で合意しています。	東京応化工業㈱にて太陽電池営業部長、プロセス機器事業本部長などの要職を歴任し、当社半導体プロセス機器事業に豊富な経験・知見を有しており、この経験から当社の経営全般に意見・助言を頂くとともに、当社取締役会の意思決定の有効性を高める観点から選任しております。
内梨 晋介		当社の主要株主（議決権所有割合19.6％）であるJUKI㈱の取締役社長に就いています。尚、当社はJUKI㈱からの社外取締役の派遣受入れにつき、2022年9月26日付で資本業務提携契約を締結しています。	2017年よりJUKI㈱の取締役に就任し、財務経理、グループ事業などを幅広く管掌し、2021年に代表取締役社長COO、2023年より取締役社長・財務担当を務め、企業経営に関し豊富な経験・知見を有し、この経験から当社の経営全般に意見・助言を頂くとともに、当社取締役会の意思決定の有効性を高める観点から選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から当期の監査計画を受領し、監査の概要、手続き等について説明を受けております。また、四半期・期末決算時には会計監査人から監査結果に関する報告を受けております。

内部監査室からは、監査役会において毎回報告を受ける等、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名
------------------------	-----

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中山 裕	他の会社の出身者													
北村 康央	弁護士													
平地 辰二	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 裕	○	――	金融機関においてシステム、監査等の経験を有しており、取締役の監視とともに財務面からの助言、提案も頂けると判断し、常勤監査役に選任しております。 当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしておりますので、独立役員として指定いたしました。
北村 康央		――	弁護士としての経験、専門的知識等を有しており、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役に選任しております。
平地 辰二		――	公認会計士としての経験、専門的知識等を有しており、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

社外取締役を除く取締役の報酬は、定額報酬と事業年度毎の会社業績に基づく業績連動賞与にて構成されています。また、2018年6月期において、当社役職員に対しストックオプションとして新株予約権を付与しております。尚、2023年8月29日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、2023年9月27日開催の第7期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入についてご承認を得ております。本制度は、当社企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与状況は以下のとおりです。

【第1回新株予約権(無償)】

発行年月日:2018年3月30日

保有人数及び新株予約権の個数:社内取締役及び当社幹部職員 6名、1,238個

目的となる株式の種類及び株式の数:普通株式 61,900株

【第2回新株予約権(有償)】

発行年月日:2018年3月30日

保有人数及び新株予約権の個数:社内取締役及び当社幹部職員 4名、1,827個

目的となる株式の種類及び株式の数:普通株式 91,350株

新株予約権等の払込金額:新株予約権1個あたり1,080円

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬は、事業報告において総額の開示を行っております。

2023年6月期実績

取締役 6名 112百万円(うち社外取締役 2名 6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役の報酬については、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には役員、担当する職責による固定の基本報酬に加え、取締役の業績に対する意欲を高め企業価値の持続的向上を図るため、会社の業績達成度・財務状況等を総合的に勘案した業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬にかかる評価についての主要指標は、連結営業利益としており、当該指標を選定した理由は、当社が本業収益としての連結営業利益を最も重要視しているためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、連結営業利益の目標達成率をベースに、各役位への期待事項や特命課題の評価、従業員賞与とのバランス等も加味して算出しております。

取締役の報酬等の額は、2021年9月29日開催の第5回定時株主総会において年額200,000,000円以内(うち社外取締役分は年額20,000,000円)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)です。

また、2023年9月27日開催の第7期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入についてご承認を得ており、当社の取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額50百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)と決議されております。各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定いたします。付与対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生じる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年25,000株以内(うち社外取締役2,500株以内)とします。付与対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位から退任する日までの間、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

尚、退職慰労金は、当社の役員退職慰労金規程に基づき退任時に株主総会の承認を得て支給してはりましたが、2023年9月27日開催の第7期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止、退任時に打ち切り支給することについてご承認を得ております。

監査役の報酬の額は、2016年7月1日開催の臨時株主総会において年額30,000,000円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名(うち社外監査役2名)です。監査役の報酬は、経営に対する独立性と客観性を重視する観点から固定報酬のみとしており、

各監査役の報酬は、報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長執行役員社長（CEO）である阿部猪佐雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、取締役の個人別報酬等のうち、基本報酬及び業績連動報酬等の各取締役に対する付与額の決定であります。権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献等を公平公正に評価するには、当社の最高執行責任者として経営を担い最適な評価を行うことが期待できる代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該権限が適切に行使されるよう、役員評価基準に従い個人別評価を実施のうえ、報酬テーブルに沿って取締役個人の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が適切なものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役と会社との連絡・調整については経営サポート本部が担当し、必要に応じて対応できる体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社の方式を採用し、社外取締役と監査役会との連携による実効性のあるガバナンスを実現しております。

(1) 取締役会
当社の取締役は8名であり、うち4名が社外取締役です。定例取締役会は月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催しています。当社は、経営の意思決定・監督機能を取締役会、業務の執行を経営会議と体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図っております。取締役会は、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。

(2) 監査役会
当社の監査役3名は皆社外監査役と独立性の高い監査役会となっています。また、補欠監査役1名を選任しております。監査役会は原則月1回、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会等に出席し適宜意見を述べるなど、業務の適法性・効率性等を監査しております。

(3) 内部監査体制
当社は、内部監査専任の部門として、社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査は、コンプライアンス面を主に年間監査計画に基づき監査を行っております。

(4) 会計監査人による監査
監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結し、会計監査を受けておりました。公認会計士は、2023年6月期については、宮之原大輔氏、三浦英樹氏の2名であり、補助者は公認会計士10名、その他13名であります。尚、監査法人A&Aパートナーズは、2023年9月27日開催の第7期定時株主総会終結時点で任期満了により退任し、同株主総会において、かがやき監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上述のとおり、当社は経営会議を設けることにより業務執行と監督機能とを分けており、社外役員を含む取締役会が業務の執行を監督するとともに、取締役会から独立した監査役および監査役会が監査機能を担うことで、実効性のあるガバナンスを実現できていることから、現在の体制を採っております。

当社は、社外取締役4名を選任しているほか、監査役3名全員を社外監査役としており、これらの社外役員より取締役会等の場において独立した立場から忌憚のない意見や指摘を頂き、活発かつ建設的な議論を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主による十分な議案検討期間を確保するため、株主総会の招集通知の早期開示および招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算のため、自ずと株主総会の集中日を回避していると考えますが、他社の動向も勘案して株主総会を設定いたします。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の各決算に際して、決算説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書等をホームページに掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「AIメカテック行動規範」にて、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理の尊重を謳っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境ISO(ISO14001)」の認証を受けており、「環境方針」および「環境管理規則」を制定し、全役職員で環境マネジメントシステムの運用、環境管理の推進に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「AIメカテック行動規範」に基づき、ステークホルダーの皆様当社を充分理解して頂けるよう、「情報開示規程」を定め、情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実させるには内部統制システムの構築が最も重要であるとの認識の下、2019年6月18日取締役会において、以下の「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しております。

当社は、当社グループにおける会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備、運用するとともに、適宜評価し、その改善に努めます。

- 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員の業務執行が法令・定款に準拠して適正かつ健全に行われるべく、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。
当社は、「AIメカテック行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を制定し周知・徹底を図り、業務執行の適正を確保する体制構築に努める。
内部監査部門は、取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合するものであるか監査し、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。また内部監査の結果については適宜社長に報告する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、経営会議等重要な会議の議事録、決裁書類等取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」その他関連規則を整備し、これに基づいて保存・管理するとともに取締役、監査役はこれらの文書を閲覧できる体制を整備する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理について、「経営リスク管理規程」を制定するとともに、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化の防止、リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理体制を整備する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「業務決裁権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、適切な権限委譲をはかり、その職務の執行が機動的かつ効率的に行える体制とする。
当社は、取締役及び執行組織部門長の一部を執行役員に任命し、経営会議メンバーとして重要事項の審議に参画させるとともに、各執行組織における迅速かつ確かな業務遂行を推進する。
取締役会は、各取締役の権限、責任の分配を適正に行い、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的に行う。
組織構造についても随時見直しを図り、より一層の効率化を推進する。
- 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「子会社等管理規程」の整備を行うとともに、当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的運用体制を整備する。
子会社等業務を管掌する部門長及び管掌役員は、子会社等において、当社経営理念並びに「AIメカテック行動規範」の浸透を図り、業務執行の適正を確保する体制構築に努める。
当該部門長及び取締役は、子会社等の事業運営について監督するとともに、子会社等より定期的に業績等の報告を受ける。
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき従業員は選任していないが、監査役が必要としたときは専任の従業員を置くこととし、その人事については監査役と協議する。
- 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に多大な損害を及ぼす恐れのある事実、その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。
当社は、斯かる報告を行った者が不利益な取扱いを受けないよう、「コンプライアンス規程」並びに「内部通報規程」により保護する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため体制
 - 取締役は、監査役が取締役会のほか重要な会議または委員会に出席する機会を確保する。
 - 監査役は、各取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
 - 監査役と内部監査室並びに会計監査人は、定期的な協議の機会を設けて意見交換を行い、連携を強化する。
 - 監査役は、監査業務に必要と判断した場合において、弁護士、公認会計士、その他専門家への意見の聴取を行う。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。

平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。

財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で対処し、関係断絶を徹底しています。以下を基本とし、「反社会的勢力対策規程」、「対応マニュアル」等を整備し、社内での周知を図っております。

1. 社外の関係機関・団体との連携強化による反社会的勢力の排除への取り組み
2. 取引先との契約における「反社会的勢力排除条項」設定の徹底
3. 反社会的勢力排除に向けた社内教育の推進

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

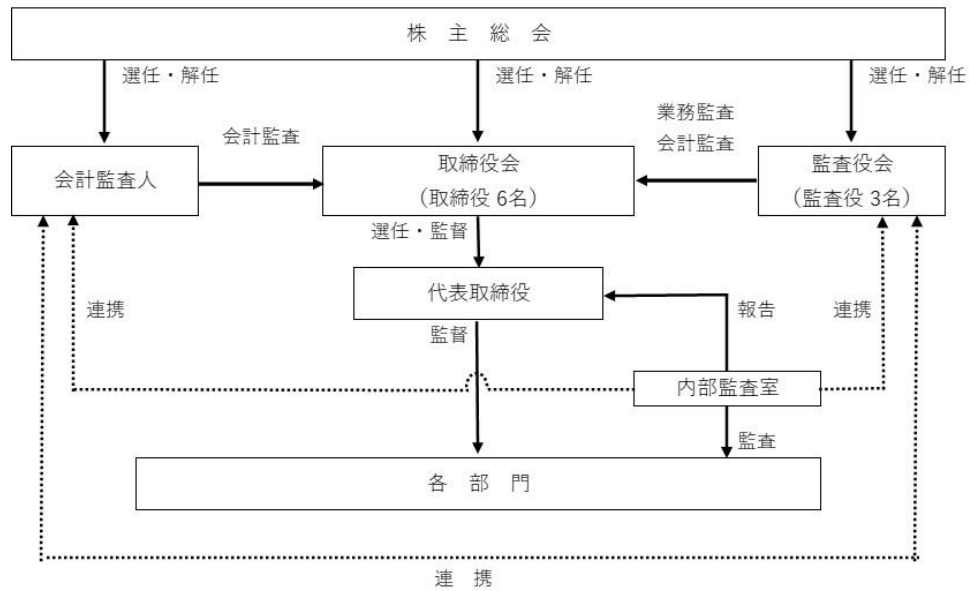
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

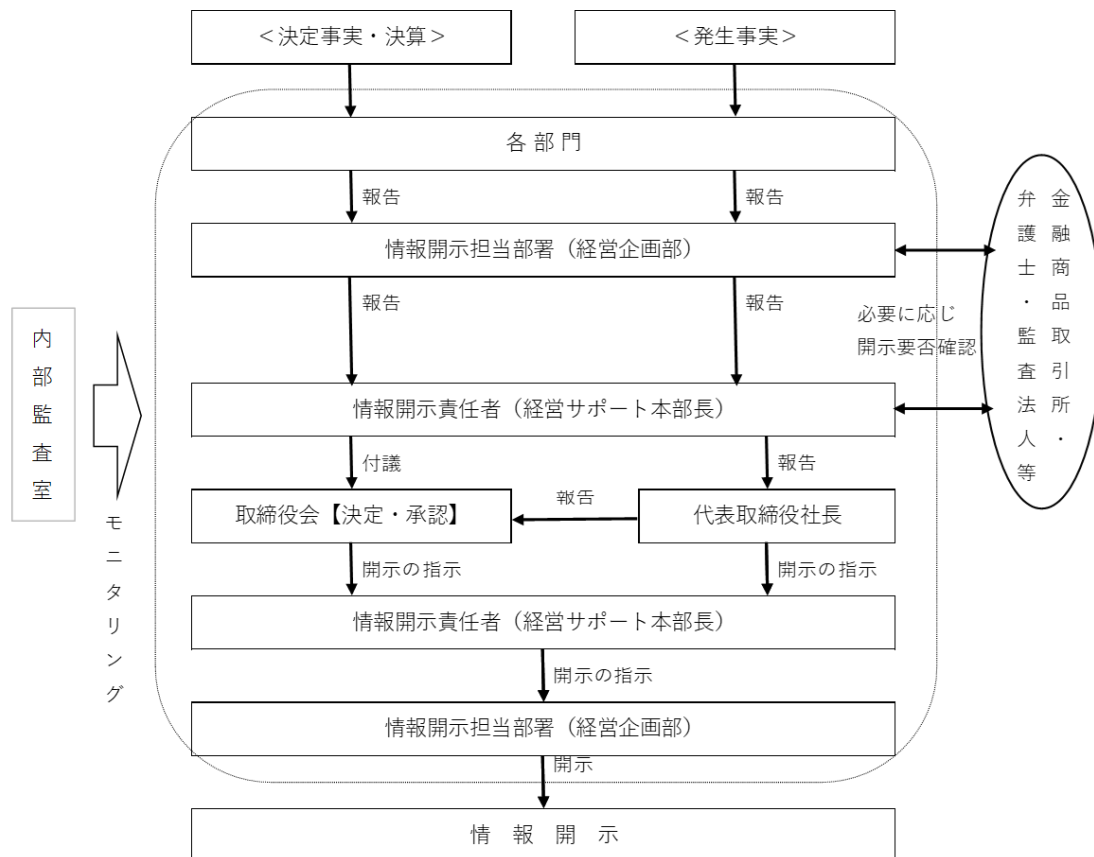
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要】



以上